

2020年8月11日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号  
ウ イ ン テ ス ト 株 式 会 社  
代表取締役社長 姜 輝

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、株主からの請求を受けて開催するものであり、上程されている議案は当該株主から提案された議案であります。

議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。 **当社取締役会は、当該議案に反対しております。**当社取締役会の当該議案に対する意見は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からリスクをさけるため、本総会当日のご来場を見合わせていただくことをご検討ください。議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、可能な限り書面（郵送）またはインターネットによる事前行使を是非ご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使にあたり、同封の「議決権行使書のご記入方法のご案内」をお読みいただき、行使いただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限：2020年8月26日（水曜日）午後5時到着分まで

### 【インターネットによる議決権行使】

後記（6頁～7頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ画面の案内に従って議案に対する賛否を入力してください。

行使期限：2020年8月26日（水曜日）午後5時入力完了分まで

敬 具

## 記

1. 日 時 2020年8月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号  
ONEST横浜西口ビル4F AP横浜駅西口 Bルーム  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 決 議 事 項 | 株主提案                        |
| 議 案     | 取締役2名（代表取締役姜輝氏及び取締役彭騫氏）解任の件 |

議案の要領及び提案理由は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

〈ご注意〉

議案につき賛否の表示がない場合は、株主提案議案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

## 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

本総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

- ・議決権は、書面（郵送）またはインターネットによる行使をすることができますので、可能な限りご検討ください。

行使期限：2020年8月26日（水曜日）午後5時入力完了分まで

- ・特にご高齢や基礎疾患がおりになる株主様または妊娠中の株主様は、株主総会へご出席の際は慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・株主総会会場におきましては、原則として受付前で検温をさせていただきます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いいたします。  
\*マスクをお持ちでない株主様は、受付にお申し出ください。また、受付前にアルコール消毒液を設置しております。
- ・株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない場合がございます。座席数を超える来場がある場合、ご入場を制限させていただく場合があります。

### 2. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する役員及び運営係員は、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・会場内では、ソーシャルディスタンスの観点から当社で席を決めさせていただきますので、ご着席をいただきますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただきます場合がございますので、予めご了承ください。

~~~~~

### 「議決権の行使等についてのご案内」

#### 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

~~~~~

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.wintest.co.jp/>）に掲載いたします。
- ・議決権行使サイトにおきまして、一部「会社提案」との表記がございますが、本臨時株主総会の議案は「株主提案」のみであり、「会社提案」はございません。従いまして、議決権行使サイト上で「会社提案」について記載されている箇所はお読み捨てくださいますようお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2020年8月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

**場所** 神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号  
ONE ST横浜西口ビル4F AP横浜西口 Bルーム  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年8月26日（水曜日）  
午後5時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⇒詳細については、6頁-7頁をご参照ください。

**行使期限** 2020年8月26日（水曜日）  
午後5時入力完了分まで



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

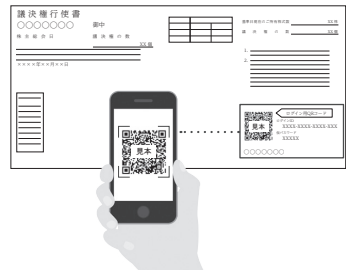
2020年8月26日（水曜日）  
午後5時入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

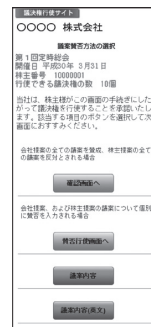
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

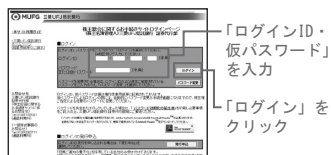
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

**2** 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



**3** 新しいパスワードを登録する



**4** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## 株主総会参考書類

本議案は、当社株主である奈良彰治氏、奈良百合子氏及びエイシャント・ウェルフェア合同会社（代表社員 奈良和樹氏）ら3名（以下「請求人ら」といいます。）からの請求提案（以下「本請求」といいます。）によるものであります。なお、一部の形式的な修正及び当社に関係がない事項を除き、請求人らから提出された原文のまま記載しており、その上で、項目ごとに続けて、当社取締役会の意見をそれぞれ記載しております（用語の定義は、請求人らから提出された提案の理由、当社取締役会の意見でそれぞれ別に行っております。）。

### 【株主提案】

**議案** 取締役2名（代表取締役姜輝氏及び取締役彭騫氏）解任の件

#### 1. 提案内容

以下の取締役を解任する。

- 1 代表取締役 姜 輝
- 2 取締役 彭 騫

#### 2. 解任を求める理由（提案の理由）

2019年9月25日付けでウインテスト株式会社（以下「ウインテスト」という。）による武漢精測電子集团股份有限公司（以下「武漢精測」という。）に対する第三者割当増資がなされて以降、代表取締役の姜輝氏（以下「姜氏」という。）、及び武漢精測からウインテストに取締役として派遣されている取締役彭騫氏（武漢精測の董事長でもある。以下「彭氏」という。）は、結託して、もっぱら武漢精測の利益を図り、ウインテストの少数株主の利益を無視した経営を行っており、以下に列挙するように会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所の有価証券上場規程に反する不正行為を行っている疑いがある。両氏をウインテストの取締役の地位にとどめておくことは、ウインテストの少数株主の利益を害し、引いては当社の企業価値を著しく毀損しかねないものであるため、本株主総会において、同氏らの解任決議を求める。

### 【当社取締役会の意見】

当社は2003年9月に上場し、第26期（2019年7月期）の決算より遡ること、過去14期にわたり業績不振から抜け出せず連続赤字計上が続いており、本請求の請求人である奈良彰治氏が代表取締役を務めていた間に累積した繰越欠損の額は多額に上っておりますが、代表取締役社長姜 輝を頂点とした新体制のもとで、全社一丸となって、業績の回復と黒字化を目指して鋭意業務に邁進しております。



また、2019年9月25日には、武漢精測電子集团股份有限公司（以下「武漢精測」といいます。）から第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」といいます。）により、26億円の資金調達を行うとともに、中国市場における地歩を固め大量受注に備えるため、中国に子会社である偉恩測試技術（武漢）有限公司（以下「ウインテスト武漢」といいます。）を2019年12月に設立し、中国市場からの信頼確保に大きく前進することができました。中国工場は昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、春節からおよそ3か月近くの一時期休業を余儀なくされ、ウインテスト武漢工場の立ち上げは想定よりも遅れましたが、2020年4月8日に、本格操業を再開することができました。また、2020年3月5日には、台湾のお客様からLCDドライバIC検査装置WTS-577の一括大口受注（以下「本件大口受注」といいます。）を、2020年3月25日には、中国のお客様から多素素高速CMOSイメージセンサーICに対応する半導体検査装置WTS-311NXの受注を頂くことができるなど、今後の受注・製造に大きく貢献する準備が整うこととなりました。

このように、当社グループは技術の蓄積に不利なファブレス思想から脱却し、開発製造販売と技術志向を前面に出した開発製販一貫体制を敷いて、新しい新戦略の遂行の端緒についたばかりです。当社グループは、様々な新しいチャレンジができる体制のもとで、引き続き社内改革を強力に推し進め、管理体制やコーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値を高めることに邁進してまいります。

このような状況下であるにもかかわらず、大胆な会社体制の変革の推進力を持ち、そして世界最大ともいわれる中国市場に大きなチャンネルを有する当社の代表取締役社長姜 輝及び取締役彭 騫両名の取締役を解任することは、当社グループが長年生き残りをかけて挑んできた市場、当社グループが置かれているビジネス環境、並びに会社状況からすれば非現実的かつ不合理であり、むしろ当社グループの企業価値を毀損し、株主の皆様全体の利益を大きく害するものというほかありません。

ましてや、下記1. ないし6. において列挙されている請求人らの主張は、いずれも事実無根の憶測を述べるものであり、かかる憶測に基づき当社代表取締役姜 輝及び取締役彭 騫の解任を求めて臨時株主総会の招集を請求すること自体、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様全体の利益を大きく害する不当な請求と言わざるを得ず、当社としては到底容認できるものではありません。

上記のとおり、姜 輝及び彭 騫の両名は、正しく取締役としての忠実義務を果たし、善管注意義務を尽くして日々職務に邁進しております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 1. 2019年7月末の支配権移動から同年10月までの経緯

ウインテストは、2019年7月31日付けの取締役会決議に基づき、同年9月25日付けで武漢精測に対して第三者割当を行い、武漢精測はウインテストの支配株主となった（以下「本支配権移動」という。）。本支配権移動直後から、姜氏と彭氏は、ウインテストを武漢精測の利益のために利用する体制を整える画策を始めていた。本支配権移動以前から、ウインテストの代表取締役は奈良彰治（以下「本請求人」という。）及び姜氏の2人体制であったが、2019年10月29日開催の定時株主総会後の臨時取締役会において、彭氏は、ウインテスト取締役会の従前の方針に反し、姜氏だけを代表取締役とする動議を提出し、可決されるに至った。これにより本請求人の代表権は剥奪され、姜氏及び彭氏が、武漢精測の利益のために、ウインテストを利用する体制が整った。そして、本支配権移動以降、姜氏と彭氏は、結託して、下記2以降に記載するとおり、もっぱら武漢精測の利益のため、ウインテストの利益を度外視し、ウインテストの資産を流用し、また、数々の不正行為をしている疑いがある。これらの疑いが裏付けられるのであれば、ウインテストの取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務に違反する行為である。このような行為により、両氏は、ウインテストの少数株主の利益を害し、ひいてはウインテストの企業価値を著しく毀損するおそれがある。

### 【当社取締役会の意見】

姜輝及び彭騫が、本件第三者割当増資の直後から、当社を武漢精測の利益のために利用する体制を整える画策を始めていた等という事実はありません。

本定時株主総会後に開催した臨時取締役会において、決議事項のうち、奈良彰治氏を代表取締役に選定する議案について、賛成少数のため否決され、同氏が代表取締役に選定されませんでした。同決議は、代表取締役を社長である姜輝に一元化し、代表取締役社長を頂点とした執行体制の強化を図るとともに、奈良彰治氏には取締役会長として引き続き当社を牽引して頂くことを趣旨とするものでした。しかし、奈良彰治氏は、同決議を不服として、その直後から取締役会長の地位自体を辞任する意向を表明され、当社による再三の慰留も叶わず、取締役会長としての地位を自ら辞任したものとなります。

このような経緯からも明らかなおと、上記臨時取締役会における決議は、過去14期にわたり連続赤字計上が続いていた状況から経営体制を一新し、全社一丸となって、業績の回復と黒字化、株主価値の最大化を目指すための当社取締役会としての判断によるものであり、請求人らが主張するような目的に基づくものではありません。

## 2. 彭氏らのウインテストに対する不当な費用請求

本支配権移動後の定時株主総会の当日である2019年10月29日の午前中、同株主総会の開催前に、武漢精測の董事長である彭氏は、姜氏も同席した

上で、当時の代表取締役会長であった本請求人に対し、武漢精測は同第三者割当のための準備費用としてウインテストの製品のデモ機購入費用を含む総額約3億2,000万円を支出しており、そのうちの半額の約1億6,000万円をウインテストの監査法人に分からないようにウインテストに請求するので負担するよう、要求をした。同氏は、武漢精測は、それまでの他の子会社の買収案件についても、同様に子会社に費用の半額を負担させており、監査法人もこれを発見できないはずである等と述べ、ウインテストも同様に上記費用を負担することを要求したのである。

実のところ、かかる要求は、本請求人に対し、本支配権移動が決定された2019年7月31日以降、姜氏を通じて伝えられていた。しかるに、武漢精測による上記第三者割当の準備費用を、発行会社であるウインテストが負担する理由は存在せず、そのような故なき費用を負担することはウインテストの利益に反することとなる。そこで、本請求人は、ウインテストが上記費用を支出する正当な理由がないことを説明し、そのような要求を峻拒していたものであり、定時株主総会の直前になされた再度の同様の要求も即座に拒絶したため、その時は正当な根拠に基づかない支出は実行されなかった。しかし、本請求人がウインテストの取締役を辞任した後に、下記3に述べるような正当な根拠に基づかない支出がウインテストからなされた結果、2020年3月13日付けのウインテストによる「特別損失の計上に関するお知らせ」にあるような特別損失が計上された疑いがある。

#### 【当社取締役会の意見】

当社は、2018年1月に、表示検査を主業とする武漢精測との間で、武漢精測が中国において当社製品を販売する旨の販売代理店契約を締結し、当社装置の拡販を目的とした販売戦略として、当社からデモ機を購入し、有力顧客に対して貸し出し等を行っておりました。しかしながら、当社装置の販売ビジネスの拡大に時間がかかり、その後、当社が中国における半導体検査装置事業に進出すべく、中国における現地子会社としてウインテスト武漢を設立したことから、中国における当社の販売代理店事業をウインテスト武漢で行うこととなり、併せて、武漢精測が所有していた当社デモ機をウインテスト武漢に約半額で譲渡する旨の提案がありました。

これに対して、当社は当該提案について慎重に検討した結果、中国における当社の販売代理店事業をウインテスト武漢に行わせることとし、（その後、2020年1月1日付で、当社と武漢精測との間の上記販売代理店契約を終了しております。）、武漢精測から提案を受けたデモ機の買取りについては応じないものと同社との協議において双方合意の上で、買取りには至りませんでした。

このように、武漢精測からの提案は、当社が中国における半導体検査装置事業への進出を企図し、ウインテスト武漢を設立したことに関連してなされたものであり、武漢精測が支出した本件第三者割当増資の準備費用の一部について負担を求められた事実などありません。

3. 姜氏及び彭氏は、武漢精測の利益のためにウインテストの資産を不正に流用している

ウインテストは、2019年12月に設立した中国製造子会社（偉恩測試技術（武漢）有限公司。以下「中国製造子会社」という。）による「工場立ち上げに伴う固定資産の取得他により発生した設備投資等57,253千円」について、2020年7月期第2四半期に同額の特別損失を計上することを公表している（同年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」）。しかし、この支出は本来ウインテストが負担すべきでない多額の費用を含むものと考えられ、武漢精測の利益のために支出させられたものである疑いがある。すなわち、上記特別損失の計上に関するお知らせによれば、ウインテストが、中国製造子会社の内装工事及び設備費用として多額の支出をしていることがうかがわれる。しかし、中国製造子会社の施設は武漢精測から賃借しているものであるが、当該施設は2019年9月の段階で当該施設として有すべき内装がほとんど完成していた状態の物件を賃借したものであり、さらなる内装工事は必要のない状態であった。したがって、内装工事については実体がなく、架空の計上であった疑いがある。また、このような内装工事以外に、中国製造子会社の設備費用で上記のような大規模な支出はあり得ない。しかも、2019年12月27日に「中国における子会社設立手続き完了に関するお知らせ」を出してから3ヶ月程度の段階で、特別損失を計上しなければならない点も極めて不自然である。上記2のとおり、武漢精測は、本支配権移動に際して武漢精測に生じた費用を、事後的にウインテストに負担させようと画策していた事実があり、このことから考えると、特別損失を計上する内装工事等は存在せず、実体は、上記2と同様に、本支配権移動に際して武漢精測に生じた費用を内装工事等の名目で補填するための支出であった可能性が高い。

#### 【当社取締役会の意見】

当社が2020年7月期第2四半期において特別損失に計上した、ウインテスト武漢による「工場立ち上げに伴う固定資産の取得他により発生した設備投資等57,273千円」（なお、本請求では「57,253千円」とされておりますが、誤記と解されず。）は、主に、ウインテスト武漢工場の立ち上げに際し、同社が、クリーンルーム設備等の工場設備の設置費用として支出したものです（また、一部、当社の本社及び事業所に係る減損損失も含んでおります。）。すなわち、ウインテスト武漢工場の建物は、武漢精測から賃借しているものですが、製造工場として使用するために必要なクリーンルーム設備等の工場設備は何ら設置されていなかったため、これらを新たに取得・設置する必要があったものとなります。

したがって、これらの実体が武漢精測の利益のための支出であり、設備投資等の実体を欠いた架空の計上であるなどといった事実はなく、請求人らの主張は事実無根の憶測を述べるものでしかありません。

なお、上記設備投資等57,273千円の全額を減損損失として特別損失に計上することとしたのは、過去14期連続で売上計画と実績に大きな乖離があ

り、また営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっていることから、監査法人とも慎重な意見交換の後に早期の収益改善性を検討した結果、当該資産の帳簿価額を減額することが相当であるとの結論に至ったためであります。

4. 姜氏及び彭氏は、中国製造子会社に武漢精測の業務の肩代わりをさせている

中国製造子会社の設立後、同社は、武漢精測との間で、LCDドライバー検査装置WTS-577の共同開発を担当している。本来このような共同開発は相互に費用を負担することで進められる場合が多いと思われるが、武漢精測は、当該共同開発の業務に従事する従業員を中国製造子会社に移籍させ、すべての経費を中国製造子会社に負担させている疑いがある。すなわち、中国製造子会社の董事長を兼務する姜氏が彭氏と結託して、武漢精測のためにウインタストの資産を流用し、ウインタストに多額の損害を発生させていることになるが、かかる行為がウインタストの取締役としての善管注意義務及び忠実義務違反を構成することは明らかである（なお、武漢精測に対する支出は、彭氏については会社法上の利益相反行為に該当する可能性がある。）。

#### 【当社取締役会の意見】

上記1. のとおり、武漢精測は、あくまで中国における当社の販売代理店であったものであり（上記2. のとおり、2020年1月をもって、既に武漢精測との間の販売代理店契約は終了しております。）、ウインタスト武漢を含む当社グループが、契約期間中或いは、その後も武漢精測との間で当社製品の共同開発を行っている事実自体がありません。したがって、武漢精測が同製品の共同開発費用をウインタスト武漢に負担させているなどとする請求人らの主張は、やはり事実無根の憶測を述べるものに過ぎません。

なお、当社と武漢精測との間の取引は、同社の董事長を兼務する当社取締役彭壽について会社法上の利益相反取引に該当しますが、取締役会における承認等、法令上の手続に従い適法かつ適切に実施しております。

5. 株価下落を避けるために虚偽の受注を公表した疑いがある

ウインタストは、2020年3月5日付プレス「LCDドライバー検査装置WTS-577大口受注のお知らせ」において、「台湾のお客様」から約10億5,000万円の大口受注があった旨を公表している（以下「本件大口受注」という。）。その後、同年3月19日の臨時株主総会において、新型コロナウイルスによる業績への影響見込みの質問に対し、本件大口受注を引用した上、順調に推移している旨回答している。しかし、本件大口受注は、ウインタストの販売代理店である台湾蔚華科技股份有限公司（以下「蔚華科技」という。）からの注文書のみに基づいた、実体のないものである疑いがある。販売代理店を通じた製品の受注を確定的なものとして公表するためには、

販売代理店の注文書だけでは足りず、販売代理店とエンド・ユーザーとの売買契約書なりエンド・ユーザーの確定的な購入意思を裏付ける帳票を確認することが不可欠であって、実際ウインタストではそのようにして売り上げを計上してきた。しかるに、本件大口受注においては、公表された2020年3月5日の時点で、販売代理店である蔚華科技からの注文書のみで、蔚華科技とエンド・ユーザーとの確定的な売買契約書が存在していなかった疑いがある。

そもそも、ウインタストは同年2月に蔚華科技に対して第三者割当を行うことを公表したばかりであり、そのような関係にある蔚華科技からの発注書のみで、エンド・ユーザーとの確定的な売買契約書といった裏付けもなく公表に至っているとすれば、本件大口受注自体、実体があるものなのか極めて疑わしいと言わざるを得ない。台湾の販売代理店からの約10億5,000万円という大口受注は、ウインタストの年間売上高が約4億円程度であることから明らかのように、極めてまれな高額取引であり、かつ、新型コロナウイルスの感染がまさに拡大しつつあった時期であり、ウインタストの支配株主である武漢精測が武漢を本拠とする中国企業であって風評被害等の影響を受けかねない状況にあったことに鑑みると、ウインタストの取締役らが新型コロナウイルス等によるウインタストの株価の下落を避ける目的で本件大口受注を公表したのではないかの疑いを払拭できない。実体のない受注を公表したのだとすれば、ウインタストは虚偽の適時開示を行ったとして東京証券取引所の有価証券上場規程に違反するほか（第412条第1項第(1)号）、風説の流布として金融商品取引法にも違反するおそれがあり（第158条）、これを主導・関与した姜氏及び彭氏はウインタストの取締役として善管注意義務に違反する疑いがある。姜氏及び彭氏は、少なくとも本件大口受注の実体について、（その後実際に契約が締結されたか否か、並びに製品の販売及び支払いがなされたか否かも含め）株主に対して説明すべきである。必要十分な説明ができないのであれば、姜氏及び彭氏は上記のように違法行為に関与し、善管注意義務を尽くさなかったものであり、取締役としての適格性を欠くといわざるを得ない。

#### 【当社取締役会の意見】

当社は2020年3月5日に、台湾のお客様から本件大口受注を正式に受注しており、請求人らが主張するような虚偽の受注を公表した事実は全くありません。現に製造を進めており、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりウインタスト武漢工場の一時的な余儀なくされたため、当社大阪事業所に全製造を託すこととし、同事業所が一丸となって製造を行っているところであります。また、完成した製品は、順次中国及び台湾のエンドユーザーに対して輸送して、設置が進んでおり、販売代金の入金もされています。

このように、当社が株価下落を避けるために虚偽の受注を公表した事実などなく、請求人らの主張こそが事実無根の憶測を述べるものであります。

## 6. 蔚華科技への第三者割当に関する有価証券届出書に虚偽記載の疑いがある

ウインタストは、2020年2月4日付けで、蔚華科技に対する10%の議決権に相当する第三者割当増資を公表している。有価証券届出書によると、2019年11月に蔚華科技から出資の提案があり、その後資本提携の合意に至ったとのことであるが、そのような経緯については疑念がある。ところが、2019年12月に、姜氏らは、本請求人からウインタストに対し株主提案権を行使する可能性があることを知らされたため、本請求人らの議決権比率を3%未満とする目的で、急遽、蔚華科技の第三者割当増資の武漢精測による引き受けの一部をウインタストに代わりに引き受けさせて、同時に、蔚華科技との相互保有を名目的な資金使途として、ウインタストの第三者割当を蔚華科技に引き受けさせることにしたものである疑いがある第三者割当の有価証券届出書においては、割当予定先の選定理由として、割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載する必要がある（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式・注23-3のc）。しかしながら、上記事実は全く言及されていない（それどころか、虚偽の経緯を記載している疑いがある。）。上記交渉の存在は、蔚華科技に対する第三者割当増資の性質、ウインタストの支配株主である武漢精測と大株主となる蔚華科技の関係、今後のウインタストの経営の方向性を判断する上で、ウインタストの少数株主及び市場にとっても重要な情報と考えられるが、姜氏、彭氏ら取締役はこの点を有価証券届出書で一切言及していないことから、記載すべき重要な事項の欠如として、有価証券届出書の虚偽記載に該当すると疑われる。なお、プレスリリースでもこの点は一切言及されていない。

この点においても、姜氏及び彭氏は善管注意義務違反の疑いがあり、取締役としての適格性の欠如を裏付けるものである。

以上のとおり、本支配権移動以降、姜氏及び彭氏が、法令及び少数株主の利益を無視し、もっぱら支配株主である武漢精測の利益のため、ウインタストの資産を流用し、善管注意義務及び忠実義務に違反する経営を行っている可能性が高い。加えて、姜氏及び彭氏は、株価下落を避けるために虚偽の受注を公表したり、第三者割当に関する有価証券届出書に虚偽記載をした疑いがあるなど、遵法意識に欠け、我が国の資本市場を欺く経営を行っている疑いが強い。本請求人としては、姜氏及び彭氏が、本株主総会の場で、本書により提起した疑問に対して、証拠を示した上、株主に納得のゆく回答をすることを求める。万が一、同氏らが満足のゆく説明をすることができない場合、同氏らをウインタストの取締役の地位に留め置くことは、ウインタストの少数株主の利益を害し、引いては、ウインタストの企業価値を著しく毀損するものと判断せざるを得ない。よって、その場合には、ウインタストの株主の公正な判断により、同氏らは速やかにウインタストの役員の地位を解任されるべきである。

### 【当社取締役会の意見】

当社が2020年2月4日付で公表した台湾蔚華科技股份有限公司(以下「蔚華科技」といいます。)に対する第三者割当増資は、同社との間の同日付「資本提携契約」に基づき、中国・台湾における「営業拠点の確立」及び両社の販売チャンネルの「相互利用」による営業コストの削減とビジネスチャンスの最大化を主目的とした株式の相互取得を実現するため、2020年3月19日開催の当社臨時株主総会に付議し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成多数(賛成割合:96.1%)でご承認いただいたものです。

したがって、請求人らの持株比率を3%未満とする目的によるものなどではなく、急遽、蔚華科技の第三者割当増資の武漢精測による引き受けの一部を当社に代わりに引き受けさせた等とする経緯に関する主張も含めて、事実無根の憶測に基づく主張というほかありません。

また、当社は、同日付で関東財務局長宛てに提出した有価証券届出書においても、割当予定先の選定理由について適切に記載しております。請求人らの主張は、自身らの憶測と一致した内容の記載がないことを理由に有価証券届出書の虚偽記載に該当すると疑われるなどと述べものであることから明らかなおり、全く根拠のない主観的評価に過ぎません。

以 上



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号

ONEST横浜西口ビル4F AP横浜駅西口 Bルーム

電話 横浜045-411-5109 (大代表)



交通 JR東海道本線・JR京浜東北線・JR横須賀・総武線「横浜」駅西口徒歩約6分  
横浜市営地下鉄「横浜」駅徒歩約3分・東急東横線・みなとみらい線「横浜」駅徒歩約6分、相模鉄道本線「横浜」駅徒歩約5分、京浜急行線「横浜」駅徒歩約6分